

令和6年11月1日

## 事業の種別等の掲示について

貨物利用運送事業法第27条及び同法施行規則第25条の規定に基づき、下記の通り掲示する。

### 記

1. 事業の種別

第二種貨物利用運送事業

2. 利用運送に係る運送機関の種類

鉄道貨物輸送

3. 運賃及び料金

消費者を対象としないため省略

4. 利用運送の区域又は区間

| 拠点駅                                                  | 仕向駅             |
|------------------------------------------------------|-----------------|
| 隅田川駅、東京貨物ターミナル駅、横浜羽沢駅<br>横浜本牧駅、土浦駅、新潟ターミナル駅、下関<br>駅、 | 日本貨物鉄道(株)の貨物取扱駅 |

5. 業務の範囲

①一般事業 ②鉄道貨物輸送の種類:コンテナ輸送 ③特別な分野の鉄道輸送に限って事業を行うかどうかの別:行わない

6. 利用運送約款

標準鉄道利用運送約款(平成2年運輸省告示第588号)

最終改正:令和6年8月30日国土交通省告示第1125号

詳細は別途掲示する。

7. 貨物集配の拠点

関東一円、新潟県全域、山口県全域

以 上